

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 源泉所得税納税告知取消請求上告受理申立事件

国側当事者・成田税務署長

平成21年3月27日不受理・確定

(第一審・千葉地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年3月25日判決、本資料258号-66・順号10924)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年8月20日判決、本資料258号-147・順号11005)

決 定

申立人	甲
申立人	乙
申立人	丙
上記3名訴訟代理人弁護士	石川 英夫ほか
相手方	成田税務署長 關場 修
同指定代理人	奥寺 政隆

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成21年3月27日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 今井 功

裁判官 中川 了滋

裁判官 古田 佑紀

裁判官 竹内 行夫